

日常生活圏域について (基礎編)

令和3年度

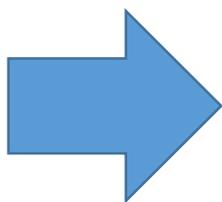
第3回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会

令和4年3月25日

日常生活圏域とは

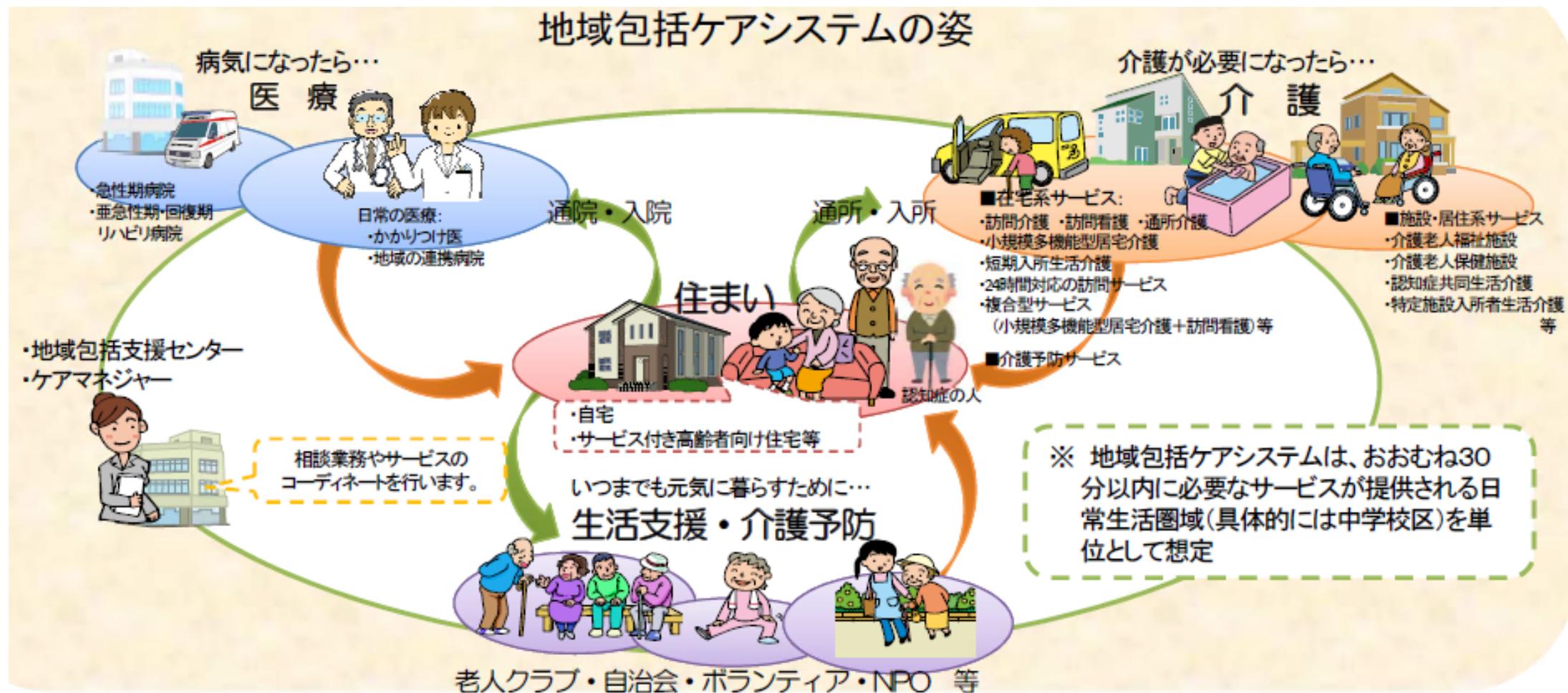
市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、例えば中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること。

(介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針)



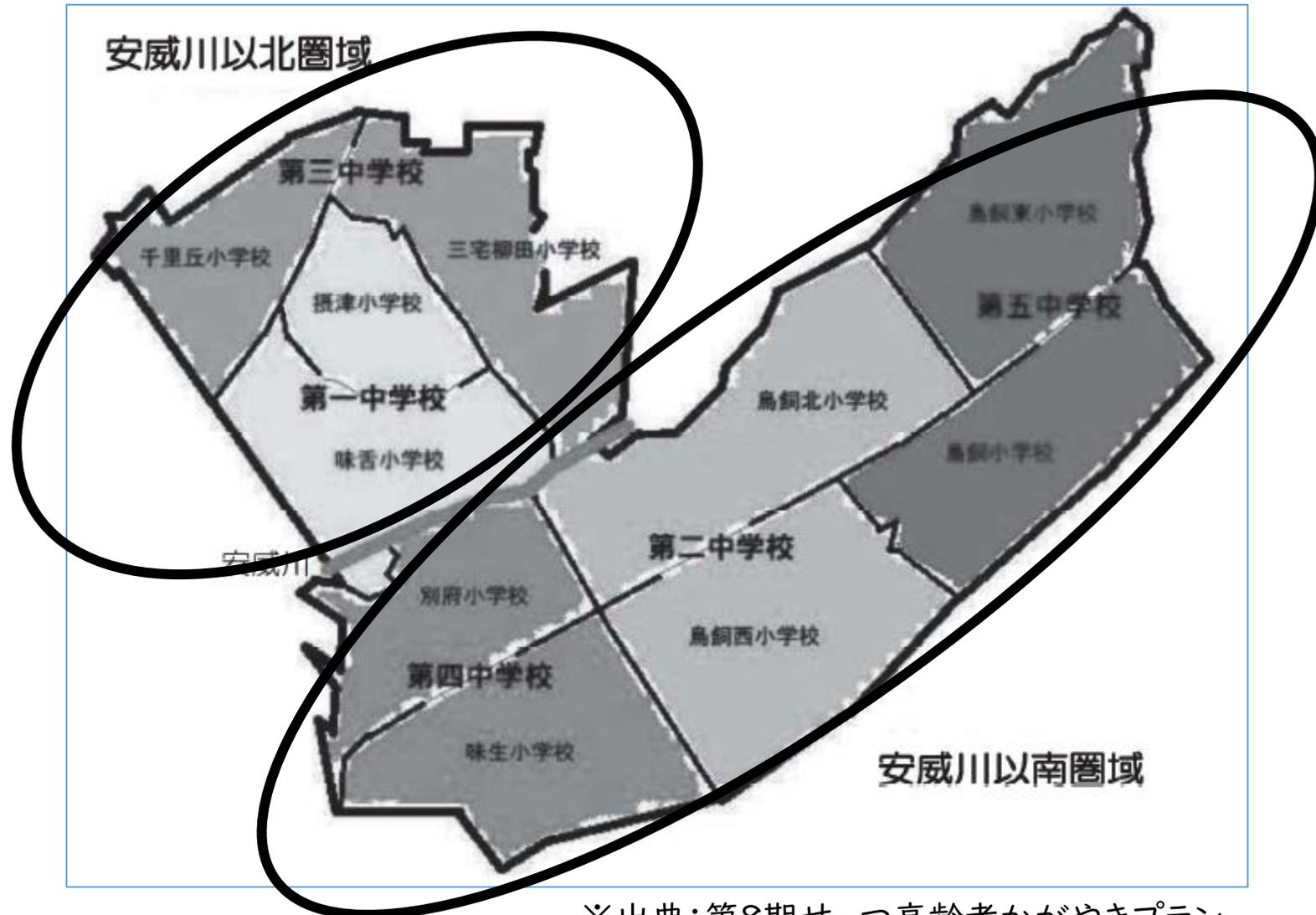
摂津市では、第3期計画策定時(平成18年)に、諸条件を検討し、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの圏域を設定。

日常生活圏域とは



※出典:平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書

摂津市内の状況



※出典:第8期せつつ高齢者かがやきプラン

第8期計画の策定にかかる答申

■第8期計画の策定にあたり、下記の通り答申をいただいている。

1. 地域の実情に応じた取り組みを促進する日常生活圏域設定について

我が国ではおおむね30分以内に必要なサービスが提供される中学校区を基本とした日常生活圏域を単位として、地域包括ケアシステムを構築することが想定されています。

摂津市では、第3期計画から、市の中心部を流れる安威川を境に、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの圏域が設定されてきました。令和3年度には「安威川以南圏域」を担当するサブセンターが設置予定であり、サービス提供の利便性の向上やサービス基盤の充実が期待されますが、安威川以南圏域は東西に広く、2圏域では取り組みづらい面もあります。2025年の本市の姿を見据えて、市民へのさらなるサービス提供の利便性の向上やサービス基盤の充実を図り、市民の支え合い活動を促進するため、圏域の見直しの検討を進めてください。

第8期計画での記載

■第8期計画では、下記の通り記載している。

本市では、第3期計画から、これらの諸条件をもとに検討した結果、市の中心部を流れる安威川を境に、「安威川以北圏域」と「安威川以南圏域」の2つの圏域を設定してきました。第8期計画でも、この2つの圏域を日常生活圏域としますが、2025年の本市の姿を見据えて、市民へのさらなるサービス提供の利便性を考慮し、第9期計画に向けて、第8期計画期間中に圏域の見直しを含めた検討を行います。

昨年度の審議会でのご意見

日常生活圏域の設定というところに関わる問題ですが、厚労省が地域包括ケアシステムの中で、日常生活圏域については原則として30分以内で福祉サービスに到達することができるものを圏域として設定し、その中でいろいろな社会資源、福祉、医療の支援を確保したりすることが前提であり、具体例として中学校区であると明記され、それぞれの市町村の状況によって弾力的に運用できると述べられています。機械的に中学校区に設定しなさいや、小学校区のほうがいい場合もあるだろうし、あるいはもう少し広くても問題ないということもあるかもしれません。

(令和2年度 第3回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会)

日常生活圏域を5つに分けて、資源をそれぞれすぐに作らないといけないという問題ではなく、もう少し弾力的に圏域を合わせて運用するなど、運用の弾力化と、市全体を考えた場合に、昔から言われてきた以南、以北で分けて高齢者の生活を把握できるのかということには、疑問を感じますので、ご検討いただいたほうが良いと思います。

(令和2年度 第3回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会)

昨年度の審議会でのご意見

日常生活圏域の設定において、市民の利便性も考慮するならば、中学校区を圏域と定め、そのうえで緩和的な措置として、2ないし3の圏域を合わせて考えることも可とすべきではないか。

(令和2年度 第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催))

北摂他市の状況

	人口	高齢者人口	75歳以上人口	面積	中学校数	日常生活圏域数	1圏域あたり面積	1圏域あたり人口	1圏域あたり高齢者人口	1圏域あたり75歳以上人口
豊中市	409,193	105,053	56,107	36.39	17	7	5.20	58,456	15,008	8,015
池田市	103,730	27,930	14,940	22.14	5	2	11.07	51,865	13,965	7,470
吹田市	373,978	89,203	45,834	36.09	18	6	6.02	62,330	14,867	7,639
高槻市	351,341	102,417	54,832	105.29	18	4	26.32	87,835	25,604	13,708
茨木市	283,060	68,218	34,117	76.49	14	5	15.30	56,612	13,644	6,823
箕面市	138,373	34,850	18,068	47.9	8	14	3.42	9,884	2,489	1,291
摂津市	86,676	22,239	11,190	14.87	5	2	7.44	43,338	11,120	5,595

※出典:

- ・人口、高齢者人口、75歳以上人口、日常生活圏域数=令和元年地域包括支援センター機能評価
- ・面積=令和元年大阪府統計要覧
- ・中学校数=令和3年6月25日に各市のホームページを参照
- ・「1圏域あたり」については、各種数値を日常生活圏域数で割り、機械的に計算。

北摂他市の状況

■中学校数と日常生活圏域数

- 箕面市は日常生活圏域数が中学校数より多い。(小学校数と同じ)
- その他の市については、日常生活圏域数が中学校数より少ない。

摂津市内の状況

圏域	校区	人口	高齢者人口	75歳以上人口	2027年 高齢者人口 (推計)	介護保険事業者等					面積	
						居宅介護支援	特養	老健	住宅型有料	サ高住		
以北	1中	24,833	5,872	3,145	5,799	4		1	2		2.17	4.73
	3中	20,889	5,036	2,563	4,982	9	1			1	2.56	
以南	2中	16,697	4,176	1,965	4,121	2	1		1	1	3.32	8.46
	4中	14,900	4,202	2,198	4,227	2		1	2	4	2.64	
	5中	9,529	3,013	1,432	3,263	4	3		1	3	2.50	

※出典:

- ・人口、高齢者人口、75歳以上人口、介護保険事業者等=第8期せつつ高齢者かがやきプラン(特養には小規模特養を含む)
- ・2027年高齢者人口(推計)=2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査等支援業務報告書
- ・面積=令和元年度版摂津市統計要覧

ただし、淀川河川敷、安威川河川敷については、面積に含まれないため、校区の合計は市域面積とは合致しない。
また、統計要覧には町字別面積のみ掲載されている。

浜町については、1中校区と4中校区が混在しているが、校区毎の面積がないため、1中校区として集計した。

摂津市内の状況

圏域	校区	人口	高齢者人口	75歳以上人口	2027年 高齢者人口 (推計)	医療機関			面積	
						病院・ 診療所	歯科 診療所	薬局		
以北	1中	24,833	5,872	3,145	5,799	10	10	7	2.17	4.73
	3中	20,889	5,036	2,563	4,982	30	19	15	2.56	
以南	2中	16,697	4,176	1,965	4,121	8	6	6	3.32	8.46
	4中	14,900	4,202	2,198	4,227	2	4	2	2.64	
	5中	9,529	3,013	1,432	3,263	2	3	2	2.50	

※出典:

- ・大阪府医療機関情報システム(令和3年8月10日確認)
- ・大阪府薬局情報検索(令和3年8月10日確認)

※病院・診療所、歯科診療所には、摂津市医師会・摂津市歯科医師会・摂津市薬剤師会に非加入の機関を含む。

摂津市内の状況（2042年推計）

圏域	校区	人口	2020年からの増減数	高齢者人口	2020年からの増減数	75歳以上人口	2020年からの増減数
以北	1中	25,085	252増加	7,040	1,168増加	3,426	281増加
	3中	20,088	801減少	5,920	884増加	2,843	280増加
以南	2中	12,651	4,046減少	4,871	695増加	2,361	396増加
	4中	14,349	551減少	4,696	494増加	2,418	220増加
	5中	6,971	2,558減少	3,657	644増加	2,136	704増加

※出典：

2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査等支援業務報告書

圏域数を増やすメリット・デメリット

■圏域数を増やす（1つの圏域がカバーする範囲を狭くする）ことによって、メリット・デメリットがある。

【主なメリット・デメリット】

メリット

- 専門職が、より限られた範囲で担当地区を持つことになる。
- 圏域数に紐づく交付金の交付金基準額が増える。
- 地域密着型サービス事業者の公募にあたり、より限定した地域での募集を行える。

デメリット

- 圏域によって事業者の多寡が生じる恐れがある。
- 圏域に付随して地域包括支援センター等を分割する場合、1センターあたりの専門職の数が減る。
- 交付金基準額が増えることにもなって事業規模を拡充する場合、介護保険料負担額が増える。

交付金について

(例) 地域支援事業交付金の生活支援体制整備事業

【交付金基準額】

800万円 + 400万円 × 日常生活圏域数

⇒ 日常生活圏域が1か所増えるごとに、基準額が400万円ずつ増える。

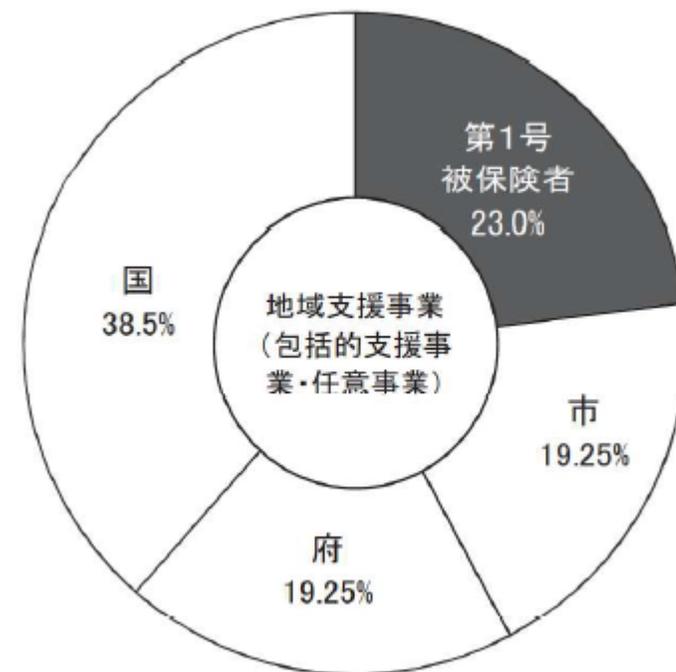
交付金について

■交付金基準額と保険料負担額の関係

- 生活支援体制整備事業の費用については下記右図の負担割合となっている。
- そのため、圏域数が増え、それにともない事業規模を400万円拡充した場合は、下記のように市負担額や保険料負担額が増える。

国の交付金	1,540,000円増額
府の交付金	770,000円増額
市の負担金	770,000円増額
保険料負担金	920,000円増額

(約41.2円/人・年 増額)



※出典：第8期せつつ高齢者かがやきプラン

圏域数の増減の影響を受けないこと

■圏域数の増減に影響を受けないことは下記の通り。

- 利用できる介護サービス事業者

※制度としては、圏域に関わらず介護サービスの利用は可能である。

ただし、事業者側でサービス提供圏域を設定する可能性はある。

- 地域包括支援センターの運営に関わる交付金基準額

- 公共施設の整備

※ただし、必要に応じて参考とする可能性はある。

前回の審議会(書面開催)でのご意見(要旨)

「30分以内に必要な社会資源が整備され、互いに支え合える人々のつながりが身近に存在する」ことによって、はじめて「高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、その人らしく暮らし続けることができる」のだと思います。

圏域を現状の2圏域から増やし、当面、5中学校区とすることを提案いたします。

(令和3年度 第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催))

日常生活圏域設定はおおむね30分以内に必要なサービスが提供される中学校区を基本とした日常生活圏域を単位として、地域包括ケアシステムを構築することが、とりました。

現在2つの圏域が設定されていますが2圏域では取り組みづらい面があるのでは？

再検討いただいたほうが良いのではと思います。

(令和3年度 第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催))

前回の審議会(書面開催)でのご意見(要旨)

圏域数は他市と比べても2圏域でいいのかなと思います。

「現在の安威川以北・以南の2圏域を維持するが、取組み内容によっては、より地域をわけた取組とする」がいいと思います。

(令和3年度 第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催))

現在の安威川以北、以南で良いと思います。鳥飼地区はセッピー号巡回バスがあり、便利なのですが、四中校区は交通不便です。

(令和3年度 第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催))

北摂全市の総人口に対する高齢者人口の割合から日常生活圏域を考えた場合、当然面積や中学校数にもよりますが、一圏域あたりの高齢者人口(表にあり)は、共通したものが感じられます。

(令和3年度 第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催))

前回の審議会(書面開催)でのご意見(要旨)

高齢者人口比で考えれば、以南を2分した方がよいと思いますが、どこで線引きするのかは難しい問題？

(令和3年度 第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催))

日常生活圏域=包括支援センターの数ではないと思うが、高齢者にとって身近な相談窓口として地域包括は3~4箇所が必要であると思っている。

安威川以南圏域においては、1圏域としては面積が広すぎる。

(令和3年度 第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催))

摂津市の地形上、安威川以南圏域は、北圏域の2倍はあるので、2圏域に分けたらどうでしょうか。

(令和3年度 第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催))

前回の審議会(書面開催)でのご意見(要旨)

これまでの審議会、つどい場の設置における議論の中で南部の一津屋地域周辺と鳥飼地域は若干生活圏が違うように感じる。3つ、もしくは北部を2分割し、4エリアがよいかもしれない。

いずれにしても地域ケア会議、つどい場、摂津市社会福祉協議会の地区福祉委員会の活動と連動する話であるので、これらの関係者から意見を聴取することが必要ではないでしょうか。

(令和3年度 第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催))

利便性を考えるのであれば、地のりがわかりやすいので、中学校区圏域と幹線道路を合わせて圏域を決めるのがよいと思う。

(令和3年度 第2回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(書面開催))

前回の審議会(書面開催)でのご意見(まとめ)

■前回の審議会の意見として、大きく分けて下記の圏域案が挙げられている。

- 中学校区にあわせた圏域とする(=5圏域)。

- 安威川以南圏域を2圏域にわけ(=3圏域)。

- 現在の2圏域を維持する。

- その他、安威川以南を2圏域に分けた上で、更に安威川以北を2圏域にわけ、4圏域とする案が挙げられている。

安威川以南圏域を2圏域にわけする場合

- 圏域の境界は、必ずしも校区の境界と一致させなければならないわけではありません。
- しかし、福祉活動等では旧小学校区毎、中学校区毎の組織が少なからずあることから、本市の圏域の境界としては、中学校区の境界にあわせることが適当と考えられます。
- そのため、事務局としては、安威川以南圏域を2圏域に分ける場合については、下記の区分になると考えます。
 - 第2中学校区・第5中学校区（鳥飼）
 - 第4中学校区（別府・味生）

本日の審議会でご意見をいただきたいこと

■事務局として、本日の審議会で議論や意見をいただきたい
主な点は下記の通りです。

●次回の審議会でお示しする圏域案として検討をすべき区分案を、
下記の3案としてよいか。

①5圏域(中学校区域)

②3圏域(以南を4中校区、2・5中校区に分割)

③2圏域(現在の圏域を維持)

●今回、新しく追加になっている部分(13ページ以降)を含めて、
圏域の検討にあたって、事務局や他の委員に伝えておきたいこと。
(その他についても、多様な意見交換をいただきたいと思います)

今後のスケジュール

■今後の主なスケジュールは下記の通り。

時期	会議等	内容
令和4年3月25日(本日)	令和3年度 第3回審議会	圏域に関する情報共有・整理。 検討する圏域案の方向性の決定。
令和4年7月頃	令和4年度 第1回審議会	圏域案ごとに整理した資料の提示・検討。
令和4年10月～11月頃	令和4年度 第2回審議会	圏域の設定に関する方向性の決定。
令和4年12月～令和5年2月	介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査の実施 在宅介護実態調査の実施	計画策定にかかわる事前調査の実施。 (圏域設定の方向性に基づいた分析)
令和5年4月～令和6年3月	令和5年度審議会 (年5回程度を予定)	第9期事業計画の策定(年度末に策定)。 第9期以降の圏域について計画に記載。
令和6年4月～		第9期事業計画に基づき各種事業を実施。 新しく設定した圏域となる。

その他

- 前回の審議会(書面開催)でご意見をいただいた小学校区別の状況について、別紙としてお渡ししています。
- 11ページから13ページまでに記載している出典元では、小学校区別のデータがないものがあるため、一部は出典を変更しています。
- そのため、別紙の資料とこの資料の内容については、必ずしも数値が一致しないことについて、ご了承ください。